

## 浜松市トライアル発注認定事業の募集について

令和6年4月26日（金）から、浜松市トライアル発注認定事業（※）の認定商品・サービスの募集を開始します。

※浜松市トライアル発注認定事業…市内の中小企業者等が開発した新商品、新サービスについて、新規性、市場性などについて本市が認定を行うものです。認定した企業の商品等は、市公式ウェブサイトで公表するとともに、市が優先的に購入することが可能です（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約を可能とする制度）。

### 記

#### 1 募集期間及び審査会

令和6年4月26日（金）から令和6年5月23日（木）まで

※令和6年5月17日（金）までに公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構へ事前相談をお願いします。

- (1) 事前相談 4/26（金）～5/17（金）
- (2) 申請 4/26（金）～5/23（木）
- (3) 審査会 5/31（金）（予定）

#### 2 対象となる商品等

- (1) 自ら開発し、浜松市内で自らの商品として製造又は販売する商品であること  
または、自ら開発し、浜松市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること
- (2) 申請時において、販売開始から概ね5年以内であること
- (3) 市場性が見込まれる商品又は役務であること
- (4) 新規性が認められること
- (5) 資金計画が適切であること 等

#### 3 対象となる事業者

- (1) 浜松市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 浜松市税の滞納がないこと 等



#### 4 認定事業者・商品等の公表

令和6年6月

※認定件数 令和4年度:23件、令和5年度:6件

認定期間は、認定を通知した日から2年を経過する日の属する年度末までです。

令和6年度の認定の場合、令和9年3月31日までとなります。

#### 5 問合せ先

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

電話：053-489-8111

E-mail：hanro@hai.or.jp

浜松市トライアル発注認定事業の概要

